

0才 (更新可能年齢) 0才～14才 月額掛金 1,000円 1日あたり 33円	15才 (更新可能年齢) 満15才～59才 月額掛金 2,000円 1日あたり 66円	60才 (更新可能年齢) 満60才～84才 月額掛金 3,000円 1日あたり 99円	※満70才以降は 新規加入できません。	85才
--	---	---	------------------------	-----

子ども共済保障内容

こんなとき…	0才～14才
入院 (日額90日限額)	病気 8,000円 傷害 8,000円
通院 (日額30日限額)	傷害 2,000円
手術	病気 種類に応じて 5万 10万 20万 傷害
高度先進医療	— 最高 100万円
賠償責任	— 最高 100万円
障害	病気 重度障害 100万円 傷害 後遺障害 最高 100万円
死亡	病気 100万円 傷害 100万円

医療共済保障内容

こんなとき…	満15才～59才	満60才～69才	満70才～79才	満80才～84才
入院 (日額90日限額)	病気 8,000円 傷害 8,000円 三大疾病 10,000円	3,000円 5,000円 5,000円	2,000円 3,000円 3,000円	1,000円 1,000円 2,000円
診断	三大疾病 一律 5万円	一律 5万円	—	—
手術	病気 種類に応じて 5万 10万 20万 傷害 5万 10万 20万	種類に応じて 5万 10万 20万	—	—
死亡	病気 10万円 傷害 10万円	10万円 10万円	5万円 5万円	5万円 5万円

重要事項説明書 ～お申し込みの際にご了承いただきたいことがら～

この【重要事項説明書 ～お申し込みの際にご了承いただきたいことがら～】は共済事業規約・細則で定めるところのうち契約のお申込みにあたり特に確認いただきたい内容を【契約概要】および【注意喚起情報】に記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容を確認の上、お申込みください。この書面は共済契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」を必ずお読みいただくことをあわせてお願いいたします。*ご不明な点については、もやいネット医療共済・さが生活協同組合までお気軽にお問い合わせください。

契約概要
1. 組合員になられる方(加入資格) もやいネット医療共済・さが生活協同組合(以下「組合」と言います。)に出資金(1口500円以上)を払込み、この組合の組合員になられた方で、かつ、次のいずれかに該当する方。 (1)佐賀県内に住所を有する方。 (2)佐賀県内に勤務地を有する方で、この組合の事業を利用することを適当とするものとして、この組合の承認を受けた方。 2. 契約者(共済契約者の範囲) この組合の組合員で、この組合の組合員以外の者と共済契約を締結しないものとし、子ども共済契約については被共済者となる子供を実際に扶養している者となります。 3. 被共済者(被共済者の範囲) 被共済者となられる方は、加入申込日において、以下の各号の全てに該当し、この組合が審査をした結果、本共済の加入を承諾した方となります。 (生命医療共済) ●契約者本人。 ●契約者の配偶者。 ●契約者と生計を共にする上記以外の2親等以内の親族。 *生計を共にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり同居であることを要しません。 ●年齢が満15歳以上満70歳未満の方。(更新日においては、年齢が満85歳未満の方)(子ども共済) ●共済契約の発効日における年齢が0歳以上15歳未満の方。(更新日においては、満1歳以上15歳未満とします。)(生命医療共済・子ども共済) ●健康で正常に就業している方、または健康で正常な日常生活を営んでいる方。 ●病気やケガのために入院中でない方、または医師の診察を受けた結果、入院・通院・手術を勧められていない方。 ●下記慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、治療を受けていない方、患っていない方またはその状態にない方、医師によりその疾患であると診断されていない方、その疾患の治療の必要があると診断されていない方。 ●慢性新生物(ガン・肉腫・筋腫・白血病等)●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等)●心臓疾患●肺疾患(肺炎・肺結核等)●脳血管疾患(脳出血・脳血管・くも膜下出血等)●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等)●肝臓・すい臓等の臓器疾患●糖尿病およびその他代謝障害●精神およびアルコール中毒(統合失調症等)●聴覚および神経疾患(聴覚失・聴覚障害等)●血腫および血液疾患(血友病・動脈硬化症等)●耳鼻および眼疾患●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーキンソン病・クローン病・パーキンソン病等)●その他、この組合が指定する慢性疾患
※質問表(告知事項)の内容がこの組合が審査した結果、告知された内容によってはご加入いただけない場合があります。その場合、審査内容についての説明はいたしかねますのでご了承ください。
下記に該当する場合は、お申込ができない場合がございます。ご不明な点は組合事務局までお問い合わせください。 ○医師から処方された薬(飲み薬・吸入薬・目薬・塗り薬・はり薬)を使用している。○治療後の経過観察・検診・リハビリを受けている。○風邪をひいて病院に通院中である。○ホリテープ・離層があり、医師から経過観察と言われている。○肝炎ウイルスのキャリア(保菌者)である。○高血圧症で降圧剤を飲んでいる。○身体は健康だが「ごころの病」で通院している。○頭痛・腰痛で医師から処方された薬を服用している。○刺青(ファッション・タトゥーを含む)を入れている。…等
4. 共済商品の仕組み (生命医療共済)ケガや病気になる入院・手術・死亡などを保障する共済です。 *生命医療共済は共済期間中に生じた次の各号に掲げる事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払います。 ①傷害を直接の原因とする死亡 ②傷害の治療を目的とする入院・手術 ③病気を直接の原因とする死亡 ④病気を治療の目的とする入院・手術 ⑤三大疾病の診断および三大疾病の治療を目的とする入院 (子ども共済)ケガによる入院・通院・手術・死亡、後遺障害、先進医療や病気になる入院・手術・死亡、重度障害、先進医療、また、損害賠償責任などを保障する共済です。 *生命医療子ども共済は共済期間中に生じた次の各号に掲げる事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払います。 ①傷害を直接の原因とする死亡または後遺障害 ②傷害の治療を目的とする入院・通院・手術・先進医療 ③病気を直接の原因とする死亡または重度障害 ④病気の治療を目的とする入院・手術・先進医療 ⑤法律上負った損害賠償責任
5. 共済期間 共済期間は、共済契約の効力の発生する日(以下、「発効日」といいます。)から1年間です。
6. 共済掛金の払込方法および払込場所 共済掛金の払込方法は月払いです。指定口座からの口座振替による払込のみとなります。この組合が当月末日までにお申込を交付し、この組合が加入を承諾した場合、翌月27日に指定口座から共済掛金が口座振替されます。
7. 非常の場合の共済金の支払い 戦争その他の非常の出来事、地震、噴火、津波、その他これらに類する天災などの非常時は、共済金の削減をすることがあります。
8. 共済金受取人 生命医療共済契約、子ども共済契約による共済金受取人は、共済契約者です。共済契約者が共済金を受け取ることができない場合には、共済金を受取る者以下の受取順位によります。 ①共済契約者の配偶者 ②同一世帯に属していた、共済契約者の子、共済契約者の孫、共済契約者の父母、共済契約者の祖父母または共済契約者の兄弟姉妹の順 ③その他の共済契約者の子、共済契約者の孫、共済契約者の父母、共済契約者の祖父母または共済契約者の兄弟姉妹の順 *共済契約者は、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。また、死亡共済金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡共済金受取人を変更することができます。
9. 共済金の請求 共済金の支払い事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただいた権利は共済事故の発生を知ったときから3年間です。
10. 契約の更新 共済期間満了日の1ヶ月前までに共済契約者からこの組合に対し共済契約を継続しない旨の通知がなく、更新時に契約者の範囲に該当し、かつ、被共済者の範囲に該当し、この組合の審査により共済契約の更新を承諾した場合、満了する共済契約と同一内容の申込があったものとみなし共済契約は更新されます。 *【生命医療共済】【生命医療子ども共済】は1年更新の共済契約です。ただし、この組合が相互扶助による共通の趣旨に照らし契約の存続を不適当と認めた場合は、更新できない場合があります。
11. 契約の移行 子ども共済の被共済者が更新日年齢「満15歳」となった場合、共済契約者の同意により生命医療共済へ移行することができます。
12. 共済の加入に関する留意事項 ①本共済は、1口限度となっており、重複または超過加入はできません。 ②本共済には解約戻金はありません。この共済は組合員が共済掛金を出し合い、相互に保障し助け合う制度です。 ③本共済の共済掛金は積み立てられるものではありません。組合員の皆様から払込まれる共済掛金は、組合員相互の保障として共済金・給付金のお支払いや組合運営費等に充てられる仕組みになっています。

【重要事項説明書 ～お申し込みの際にご了承いただきたいことがら～】は共済事業規約・細則で定めるところのうち契約のお申込みにあたり特に確認いただきたい内容を【契約概要】および【注意喚起情報】に記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容を確認の上、お申込みください。この書面は共済契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」を必ずお読みいただくことをあわせてお願いいたします。*ご不明な点については、もやいネット医療共済・さが生活協同組合までお気軽にお問い合わせください。

契約概要
1. 組合員になられる方(加入資格)
 もやいネット医療共済・さが生活協同組合(以下「組合」と言います。)に出資金(1口500円以上)を払込み、この組合の組合員になられた方で、かつ、次のいずれかに該当する方。
 (1)佐賀県内に住所を有する方。
 (2)佐賀県内に勤務地を有する方で、この組合の事業を利用することを適当とするものとして、この組合の承認を受けた方。
2. 契約者(共済契約者の範囲)
 この組合の組合員で、この組合の組合員以外の者と共済契約を締結しないものとし、子ども共済契約については被共済者となる子供を実際に扶養している者となります。
3. 被共済者(被共済者の範囲)
 被共済者となられる方は、加入申込日において、以下の各号の全てに該当し、この組合が審査をした結果、本共済の加入を承諾した方となります。
 (生命医療共済)
 ●契約者本人。
 ●契約者の配偶者。
 ●契約者と生計を共にする上記以外の2親等以内の親族。
 *生計を共にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり同居であることを要しません。
 ●年齢が満15歳以上満70歳未満の方。(更新日においては、年齢が満85歳未満の方)(子ども共済)
 ●共済契約の発効日における年齢が0歳以上15歳未満の方。(更新日においては、満1歳以上15歳未満とします。)(生命医療共済・子ども共済)
 ●健康で正常に就業している方、または健康で正常な日常生活を営んでいる方。
 ●病気やケガのために入院中でない方、または医師の診察を受けた結果、入院・通院・手術を勧められていない方。
 ●下記慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、治療を受けていない方、患っていない方またはその状態にない方、医師によりその疾患であると診断されていない方、その疾患の治療の必要があると診断されていない方。
 ●慢性新生物(ガン・肉腫・筋腫・白血病等)●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等)●心臓疾患●肺疾患(肺炎・肺結核等)●脳血管疾患(脳出血・脳血管・くも膜下出血等)●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等)●肝臓・すい臓等の臓器疾患●糖尿病およびその他代謝障害●精神およびアルコール中毒(統合失調症等)●聴覚および神経疾患(聴覚失・聴覚障害等)●血腫および血液疾患(血友病・動脈硬化症等)●耳鼻および眼疾患●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーキンソン病・クローン病・パーキンソン病等)●その他、この組合が指定する慢性疾患

※質問表(告知事項)の内容がこの組合が審査した結果、告知された内容によってはご加入いただけない場合があります。その場合、審査内容についての説明はいたしかねますのでご了承ください。

下記に該当する場合は、お申込ができない場合がございます。ご不明な点は組合事務局までお問い合わせください。

○医師から処方された薬(飲み薬・吸入薬・目薬・塗り薬・はり薬)を使用している。○治療後の経過観察・検診・リハビリを受けている。○風邪をひいて病院に通院中である。○ホリテープ・離層があり、医師から経過観察と言われている。○肝炎ウイルスのキャリア(保菌者)である。○高血圧症で降圧剤を飲んでいる。○身体は健康だが「ごころの病」で通院している。○頭痛・腰痛で医師から処方された薬を服用している。○刺青(ファッション・タトゥーを含む)を入れている。…等

4. 共済商品の仕組み
 (生命医療共済)ケガや病気になる入院・手術・死亡などを保障する共済です。
 *生命医療共済は共済期間中に生じた次の各号に掲げる事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払います。
 ①傷害を直接の原因とする死亡 ②傷害の治療を目的とする入院・手術 ③病気を直接の原因とする死亡
 ④病気を治療の目的とする入院・手術 ⑤三大疾病の診断および三大疾病の治療を目的とする入院
 (子ども共済)ケガによる入院・通院・手術・死亡、後遺障害、先進医療や病気になる入院・手術・死亡、重度障害、先進医療、また、損害賠償責任などを保障する共済です。
 *生命医療子ども共済は共済期間中に生じた次の各号に掲げる事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払います。
 ①傷害を直接の原因とする死亡または後遺障害 ②傷害の治療を目的とする入院・通院・手術・先進医療 ③病気を直接の原因とする死亡または重度障害 ④病気の治療を目的とする入院・手術・先進医療 ⑤法律上負った損害賠償責任

5. 共済期間
 共済期間は、共済契約の効力の発生する日(以下、「発効日」といいます。)から1年間です。

6. 共済掛金の払込方法および払込場所
 共済掛金の払込方法は月払いです。指定口座からの口座振替による払込のみとなります。この組合が当月末日までにお申込を交付し、この組合が加入を承諾した場合、翌月27日に指定口座から共済掛金が口座振替されます。

7. 非常の場合の共済金の支払い
 戦争その他の非常の出来事、地震、噴火、津波、その他これらに類する天災などの非常時は、共済金の削減をすることがあります。

8. 共済金受取人
 生命医療共済契約、子ども共済契約による共済金受取人は、共済契約者です。共済契約者が共済金を受け取ることができない場合には、共済金を受取る者以下の受取順位によります。
 ①共済契約者の配偶者 ②同一世帯に属していた、共済契約者の子、共済契約者の孫、共済契約者の父母、共済契約者の祖父母または共済契約者の兄弟姉妹の順
 ③その他の共済契約者の子、共済契約者の孫、共済契約者の父母、共済契約者の祖父母または共済契約者の兄弟姉妹の順
 *共済契約者は、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。また、死亡共済金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡共済金受取人を変更することができます。

9. 共済金の請求
 共済金の支払い事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただいた権利は共済事故の発生を知ったときから3年間です。

10. 契約の更新
 共済期間満了日の1ヶ月前までに共済契約者からこの組合に対し共済契約を継続しない旨の通知がなく、更新時に契約者の範囲に該当し、かつ、被共済者の範囲に該当し、この組合の審査により共済契約の更新を承諾した場合、満了する共済契約と同一内容の申込があったものとみなし共済契約は更新されます。
 *【生命医療共済】【生命医療子ども共済】は1年更新の共済契約です。ただし、この組合が相互扶助による共通の趣旨に照らし契約の存続を不適当と認めた場合は、更新できない場合があります。

11. 契約の移行
 子ども共済の被共済者が更新日年齢「満15歳」となった場合、共済契約者の同意により生命医療共済へ移行することができます。

12. 共済の加入に関する留意事項
 ①本共済は、1口限度となっており、重複または超過加入はできません。
 ②本共済には解約戻金はありません。この共済は組合員が共済掛金を出し合い、相互に保障し助け合う制度です。
 ③本共済の共済掛金は積み立てられるものではありません。組合員の皆様から払込まれる共済掛金は、組合員相互の保障として共済金・給付金のお支払いや組合運営費等に充てられる仕組みになっています。

注意喚起情報

1. 申込の撤回(クーリングオフ)
 (1)新規の申込の場合、「共済契約の申込日の翌月10日」までであれば書面により共済契約の申込みの撤回をすることができます。
 (2)申込の撤回は、郵便(封書またはハガキ)により前項(1)の期間内、(翌月10日の消印有効)にこの組合までお申し出ください。

送付先 〒840-0815 佐賀市天神1丁目1-24 もやいネット医療共済・さが生活協同組合 事務局

(3)郵便の内容、郵便には申込の撤回の旨を明記し、共済契約者の署名・被共済者の署名・住所・電話番号・撤回申請日を記入し捺印ください。

2. 加入申込書および質問表(告知事項)
 (1)加入申込書は契約を締結する上で重要ですので正確にご記入ください。
 (2)質問表(告知事項)は正確にお答えください。回答(告知事項)に誤りがあると契約が解除になり共済金をお支払いできないことがあります。また、共済推進員に口頭でお話された上で告知事項に回答したことにはなりません。
 ご記入に際しては、契約者ご自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名捺印してください。
 被共済者欄のお名前および質問表(告知事項)は被共済者がご自身で正確にご記入ください。子ども共済質問表(告知事項)については共済契約者が被共済者に代わりご記入ください。
 (3)提出された申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。

3. 契約の成立と力の発生
 この組合が当月末日までにお申込を受付け、この組合が加入を承諾し、翌月27日(金融機関が休業日の場合は営業日)に、指定口座から共済掛金が口座振替された場合、口座振替日の午前零時から契約が成立し、保障が開始(発効)します。
 ※ご契約者様が負担する共済掛金は、所得税の年末控除(生命保険料控除)の対象となりませんので、予めご了承ください。

4. 払込猶予期間と契約の無効・失効
 (1)初回共済掛金の払込みについては、最初の払込日からかえて3ヶ月の払込猶予期間があります。なお、この払込猶予期間内に共済掛金が最初の払込日より3回連続して払込まれない場合、お申込みされた共済契約は無効(不成立)となります。
 (2)2回目以降の共済掛金の払込みについては、その払込日からかえて3ヶ月の払込猶予期間があります。この払込猶予期間における未納分の共済掛金は、翌日以降の払込日に一括して口座振替させていただきます。なお、この払込猶予期間内に共済掛金が3回連続して払込まれない場合、その共済契約の共済掛金未納が最初に生じた払込期日の午前零時にさかのぼって失効となります。

5. 契約内容に関する届け出(ご契約者の通知義務)
 契約締結後の場合、もやいネット医療共済・さが生活協同組合へご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。
 ①共済契約者の氏名、住所または住所変更があったとき ②被共済者の氏名、住所または住所変更があったとき
 ③共済金受取人の氏名が変更になったとき ④共済掛金の払込口座が変更になったとき
 ⑤その他、①～④以外の共済加入申込書の記載事項または、この組合が質問した事項にかかる告知事項。

6. 共済金をお支払いできない場合
 (1)故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為、競争行為によって生じた事故 (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象または暴動に起因して生じた事故 (3)精神障害、心神喪失、アルコール依存または薬物依存によるとき等 (4)自覚症状のみのむちうち症または腰痛等 (5)妊娠、出産、流産、早産等に起因する医療処置 (6)先天性異常、精神障害、後天性免疫不全症候群(エイズ) (7)発効日の前日までに発病した病気または受傷していた傷害と因果関係が認められる事故 (8)自動車または原動機付自転車の無資格運転・飲酒運転中の事故 (9)危険な運動中(山岳登山・スカイダイビング・ハングライダー搭乗等)に生じた事故 (10)先進医療療養施設取扱い診療機関以外で先進医療を受けた時、または、先進医療ではなくならない場合 (11)核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 (12)組合の指定する職業に従事している間に生じた障害による事故
 ※組合の指定する職業とは以下の職業をいいます。
 ①テストパイロット、テストドライバー、テストライダーその他これらに類する職業 ②競馬、競輪、オートレース、競艇その他これらに類する職業競技 ③力士、拳闘家、プロレスラー、プロレスキーマンその他これらに類する職業 ④坑内、隧道内作業等 ⑤スタントマン、レスキュー隊員 ⑥サーカス、軽業師、曲芸等 ⑦猛獣の取り扱い ⑧ゴンドラ等を使用する恐ろしさ業(ただし3階建以上の建物の恐ろしさ業) ⑨その他組合が別に指定する職業

7. 加入申込からご加入のしおり(組合員証)の送付まで 例)4月15日に申込の場合
 4月(当月) 5月(当月) 6月(翌々月)
 4/15 4/16 5/27 6/25頃
 加入申込日 申込締切日 初回共済掛金発効日 「ご加入のしおり」加入通知送付日

病気入院	発効日より発病した病気を原因として、日本国内の病院等に入院した場合、1回の入院につき90日を限度として、入院開始日からお支払いします。ただし、妊娠、出産等に起因する入院を除きます。
傷害入院	共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故を原因として、日本国内の病院に入院した場合、事故の日から180日以内の入院に対して、1回の事故につき90日を限度として、入院開始日からお支払いします。
三大疾病入院	三大疾病を原因として入院した場合、病気入院共済金を含む三大疾病入院共済金をお支払いします。(「上皮内ガン」はお支払いの対象となりません。「ガン」については、発効日より90日の待機期間)
傷害通院	共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故を原因として、日本国内の病院等に通院した場合、事故の日から180日以内で30日を限度として、通院日数に応じてお支払いします。
三大疾病診断	この組合の認める三大疾病の診断を受けた場合に一時金をお支払いします。(「上皮内ガン」はお支払いの対象となりません。「ガン」については、発効日より90日の待機期間)
病気手術	入院共済金(病気入院・傷害入院)の支払い事由に該当する入院期間中に所定の手術を受けた場合にお支払いします。(1事故・1入院につき1回、手術の種類に応じてお支払いします)
傷害手術	入院共済金(病気入院・傷害入院)の支払い事由に該当する入院期間中に所定の手術を受けた場合にお支払いします。(1事故・1入院につき1回、手術の種類に応じてお支払いします)
病気重度障害	発効日より発病した病気を原因として、共済期間中に重度障害が生じた場合にお支払いします。
傷害後遺障害	共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故を原因として、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に、その障害の程度に応じてお支払いします。
先進医療	発効日より発病した病気を原因として日本国内の病院に入院し厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合、事故の場合は事故の日から180日以内に開始された傷害入院共済金支払い対象期間内の入院中、または事故の日から180日以内の通院において、厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合にお支払いします。
賠償責任	発効日より発病した病気を原因として、第三者(同居する親族は除く)の生命もしくは身体の損傷または財物の損失(紛失を除く)、毀損または汚損について法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。他の保険等に加入されている場合は、保険金などの合計額が賠償責任額とならざるよう調整します。ただし、賠償責任額のうち1,000円は免責(自己負担)となります。
病気死亡	発効日より発病した病気を原因として、共済期間中に死亡した場合にお支払いします。
傷害死亡	共済期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

保障内容詳細 以下の事由に該当した場合、共済金をお支払いいたします。

7. 共済契約の終了 (いずれの場合も解約返戻金はありません)
 (1)失効
 払込猶予期間内に共済掛金が3回連続して払込まれない場合、失効となります。
 (2)解約
 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。
 (3)無効
 ①被共済者が発効日の前日において、すでに死亡していたとき
 ②共済契約の申込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 ③共済契約の申込みの際、被共済者の親権者もしくは未成年後見人の同意を得ていなかったとき
 ④共済契約発効日において、共済契約者の資格をもち、また、被共済者の範囲外のととき
 ⑤共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき
 ⑥新規契約の発効日から90日を経過した日の前日までに悪性新生物と診断確定されたとき
 ⑦共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき
 (4)解除
 ①本共済に加入される際、故意または重大な過失により、健康状態等の記載事項に不実を告げられたとき、または、重要な事実を告げなかった時、または事実でないことを記載して共済契約の申込みをしたとき
 ②共済金の請求に關し、搾取目的の事故招致(未遂を含みます。)*詐欺行為(未遂を含みます。)*があったとき
 (5)取消
 詐欺または脅迫により共済契約を締結したとき
 (6)消滅
 被共済者が死亡した場合、共済金額の最高額に達する後遺障害が生じた場合、重度障害となった時をもって、共済契約は消滅します。

8. 先進医療共済
 先進医療共済金の支払
 上記の保障内容詳細をご参照下さい。

健康保険が適用されない先進医療でも、技術者の自己負担分に応じて、支払限度額の範囲内で共済金をお支払いします。
 *先進医療技術者および実施している医療機関名については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

9. 賠償責任共済
 賠償責任共済金の支払
 上記の保障内容詳細をご参照下さい。

賠償責任共済金をお支払いできない場合
 ①共済契約者、被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失によるとき
 ②共済契約者、被共済者、共済金受取人同居する親族による場合
 ③損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定により加重された場合
 ④車両の所有・使用・管理に起因する場合…等

*示談交渉サービスについて
 この共済には、「示談交渉サービス」は行いません。したがって、この共済が適用されると考えられる事故が発生した場合には、この組合からの助言に基づき、共済契約者に被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。あらかじめご承知おきください。なお、この組合の承認を得ずに賠償責任を承認し又は賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部又は一部を共済金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

*共済金請求の際のご注意
 ①賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、先取特権を有します。(「先取特権」とは、被害者が共済金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。)
 被共済者は、被害者に対しその損害賠償をした場合、又は被害者が承諾した場合においてのみ、この組合に対して共済金を請求することができます。
 ②共済契約者、被共済者が故意または重大な過失によりその発生および拡大防止義務を行わなかった場合には、損害の発生および拡大防止しなかったことと認められる額を差引いた残りの共済金を支払います。
 ③財物に対する賠償責任の場合、修理可能な場合は「時価額(減価償却した金額)」を上限とした修理代金、修理不可能な場合は「時価額(減価償却した金額)」とします。
 ④この共済契約等から賠償金や共済金や共済金が支払われない場合、
 ○他の保険契約等とは関係なく、この共済契約の契約内容に基づいて共済金をお支払いします。
 ○他の保険契約等から賠償金や共済金や共済金が支払われている場合、損害額に対し他の保険契約等から支払われた賠償金や共済金を差し引いた額を元に、この共済契約の契約内容に基づいて共済金をお支払いします。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)
 ⑤診断書または各種証明書等の取得により共済金を請求される方の負担となります。

もやいネット医療共済・さが生活協同組合 個人情報についての取扱いについて

(1)利用目的
 組合員あるいは契約者の皆様から提供された個人情報を共済契約の締結・維持取納管理・共済金支払いに関する業務のほか、この組合の共済事業の発展のために利用します。あわせて、共済事業の健全な運営やサービスの提供の範囲内で利用することがあります。

(2)第三者提供
 次の場合に、業務に必要な範囲内で個人情報を第三者に提供する場合があります。
 ①法令に基づく場合。 ②本人の承諾がある場合。 ③利用目的に定める業務を委託する場合。

*詳細についてはもやいネット医療共済・さが生活協同組合ホームページをご覧ください。
 もやいネット医療共済ホームページ <http://www.moyainet.jp/>

ご加入の前に個人情報の取扱いに同意の上、お申込みください。

※詳細についてはもやいネット医療共済・さが生活協同組合ホームページをご覧ください。

もやいネット医療共済・さが生活協同組合 個人情報についての取扱いについて

ご加入の前に個人情報の取扱いに同意の上、お申込みください。

もやいネット医療共済・さが生活協同組合 個人情報についての取扱いについて

もやいネット医療共済・さが生活協同組合 個人情報についての取扱いについて